

阿久比町下水道ストックマネジメント計画

計 画 説 明 書

令 和 5 年 2 月

阿久比町建設経済部上下水道課

目 次

1	はじめに	1
1-1	ストックマネジメント計画の背景	1
1-2	ストックマネジメント計画実施フロー	2
2	施設情報の収集・整理	3
2-1	上位計画に関する情報	4
2-2	管路施設情報	17
2-3	維持管理情報	29
2-4	リスクに関する情報	32
2-5	まとめ	43
3	リスク評価	44
3-1	リスクの特定	46
3-2	被害規模（影響度）の検討	47
3-3	発生確率（不具合の起こりやすさ）の検討	50
3-4	リスク評価	53
4	施設管理の目標設定	59
4-1	管路施設管理計画の目標	59
4-2	管路施設管理計画の目標設定	61
5	長期的な改築事業のシナリオ設定	63
5-1	管理方法の選定	63
5-2	改築条件の設定	66
5-3	最適な改築シナリオの選定（管きょ）	72
5-4	最適な改築シナリオの選定（マンホール蓋）	79
5-5	長期的な改築事業のシナリオ設定のまとめ	89
6	点検・調査計画の策定	91
6-1	管路点検・調査方法の検討	92
6-2	実施時期（頻度）の検討	100
6-3	優先順位の設定	103
6-4	点検調査計画の策定	104

1 はじめに

1-1 スtockマネジメント計画の策定背景

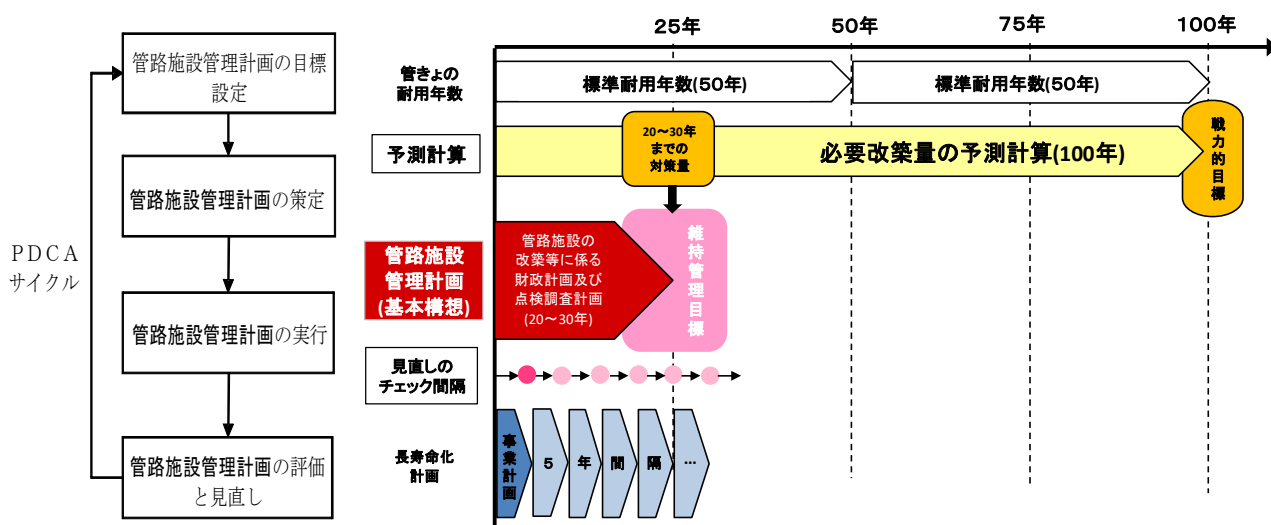
維持管理は管路施設の機能保持、ライフサイクルコストの最小化、他施設への悪影響防止と損傷の早期発見につながる重要な業務のひとつである。維持管理の内容は点検・調査、清掃・しゅんせつ、修繕、事故対策など多岐にわたるが、日常行われる点検・調査の結果は、その後の改築・修繕事業計画を適切に立案するために必要不可欠な情報である。

管路施設はその大部分が公道下に埋設されており、特殊な調査方法（テレビカメラ調査など）を必要とし、管路施設全体をリアルタイムで監視することは非常に困難である。そのため点検・調査結果より、将来起こりうる事態を予測しリスクとコストの両面から計画的な管路施設管理計画を策定することが重要である。

重要な社会資本である下水道施設の改築や修繕に対して、しっかりとした方針・目標と将来像（計画）を描いて取り組むべきである。なかでも施設管理計画の評価と見直しを行う、いわゆる PDCA サイクルを実行して継続的な改善に粘り強く取り組んでいくことが重要である。

本町の下水道処理人口普及率は令和4年4月時点で86.0%に達しており、建設から維持管理の時代へと移っていくことは明らかである。以上のことから、下水道施設のライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、戦略的な維持・修繕及び改築を行い、良質な下水道サービスを持続的に提供することが重要である。

ストックマネジメントは、刻々と蓄積されていくストックの維持管理を適正かつ効率的に行い、それに係る費用を平準化していくことをとりまとめるものである。適正かつ効率的に維持管理することは、すなわち点検調査、改築修繕計画を立案し、それに沿った事業を実施していくことである。



1-2 スtockマネジメント計画実施フロー

ストックマネジメント計画（以下、「本計画」という。）は、下水道事業ストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-（以下、「ガイドライン」という。）に従い、下記計画実施フロー（図1-2）に沿って策定する。

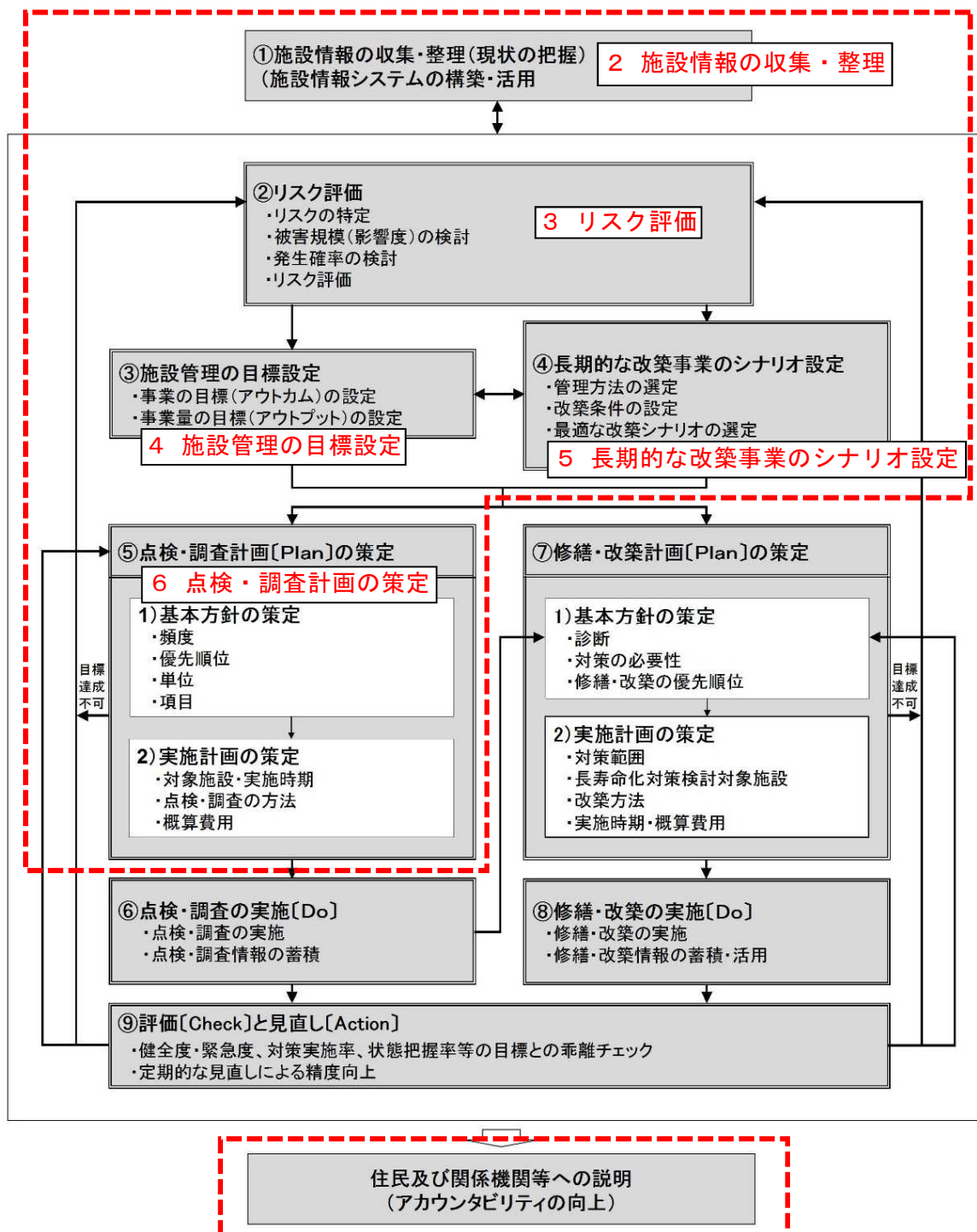


図1-2 スtockマネジメント計画実施フロー

2 施設情報の収集・整理

施設情報の収集・整理は、ストックマネジメントにおける対象施設の選定を効率的に行う目的で実施する予備的調査である。調査対象は、管路施設や維持管理に関する情報である。

表 2-1 収集資料一覧

項目	内容	資料名	備考
上位計画・関連計画	行政運営の基本方針	阿久比町第6次総合計画	R3.3
	都市計画の基本方針	阿久比町都市計画マスタープラン	R3.3
	公共施設の計画的な管理に関する基本方針	阿久比町公共施設等総合管理計画	R4.3
	都市計画区域の基本方針	知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (知多都市計画区域マスタープラン)	H30
	国土強靱化地域計画の基本方針	阿久比町国土強靱化地域計画	R3.3
	人口の将来展望	阿久比町人口ビジョン	H28.3
		第2期阿久比町まち・ひと・しごと創生総合戦略	H28.3
	災害対策計画	阿久比町地域防災計画(地震・津波災害対策計画)	R4.3
		阿久比町地域防災計画(風水害等対策計画)	R4.3
	下水道計画	阿久比町污水適正処理構想	R4.3
施設情報	処理分区名、幹線名等	下水道全体計画	H28
	管路情報	下水道台帳データ	
リスクに関する情報	避難所・緊急輸送路	阿久比町 洪水・土砂災害・津波ハザードマップ	
	河川位置	地形図	
	軌道位置		
	腐食環境下	下水道台帳データ	
改築シナリオ	改築単価	町実績	
点検・調査	点検・調査履歴	下水道既設管内調査業務(H29～R03)	
	施設状態	下水道既設管内調査業務(H29～R03)	

2-1 上位計画に関する情報

2-1-1 第6次阿久比町総合計画

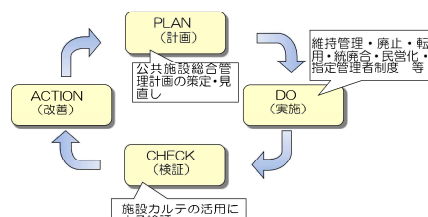
計画名称	第6次阿久比町総合計画
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）
背景・目的	「第5次阿久比町総合計画」で目標とした将来人口（28,000人）に対し、令和元年10時点で28,718人となったことから、第5次計画は概ね満足されている。 本計画は、第5次計画を踏襲し、今後10年でピークとなる子供の人口に対応しつつ、持続可能で幸せな暮らしのできるまちづくりの実現のための基本目標を示す指針として計画策定された。
概要	【将来人口】 令和12年度（2030年度）の将来人口：29,000人 【基本目標】 ①自然と調和した心地よさが感じられるまち ②豊かな自然と共生する安全・安心なまち ③ともに生きる健康・福祉のまち ④ひとが輝く教育・文化のまち ⑤未来へつなぐ産業のまち ⑥みんなの思いがカタチを成すまち 【土地利用構想図】 注：この図は、長期的な視野により目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルートや位置、規模を想定したものではありません。

2-1-2 阿久比町都市計画マスタープラン

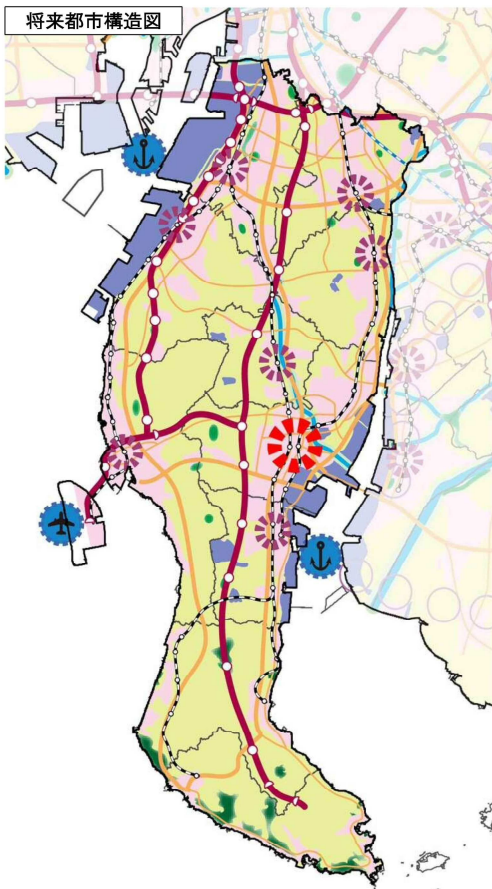
計画名称	阿久比町都市計画マスタープラン
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）
背景・目的	平成18年（2006年）3月に現行計画の策定を行っており、策定後10年以上を経過していることから、社会経済情勢等の変化を踏まえ見直しを行い、新たな計画として策定を行ったものである。
概要	【都市計画マスタープランの位置づけ】 【まちづくりの理念・将来都市像・基本方針】 <まちづくりの理念> ①誰もが快適に暮らすことができるまちづくり 「暮らし(居住)」 人口減少・超高齢化社会においても、生活の質を維持し、誰もが快適に暮らすことができるまちづくり ②優れた立地特性を活かした 活力ある産業と交流のまちづくり「産業」 名古屋市や中部国際空港などへの優れた立地特性を活かし、活力ある産業や活気ある交流が育まれるまちづくり <将来都市像> ③豊かな自然環境・景観資源と 調和したまちづくり「自然・景観」 阿久比川や田園風景など、豊かな自然環境・景観資源と調和したまちづくり ④災害に強く、安全安心に暮らせるまちづくり 「防災」 地震や風水害・土砂災害などの自然災害に備えた安全安心な暮らしを実現できるまちづくり 『暮らし、産業、自然を育み 未来につながるまち』 阿久比町が持つ地域資源や魅力を最大限に活かし、阿久比ならではの「暮らし」「産業」「自然」を実現・実感できる、住む人、訪れる人に選ばれる持続可能なまちを目指します。 <まちづくりの基本方針> ①誰もが快適に暮らすことができる生活環境の形成 地域性に配慮した居住環境や生活サービス機能の維持・更新や幹線道路・生活道路の整備、公共交通サービスの機能強化を進め、誰もが快適に暮らし、移動できる生活環境の整備を図ります。 ②対流・交流を促し、新たな活力を生み出す産業環境の形成 知多半島道路の広域交通利便性を活かした新たな産業の誘致や観光・交流拠点の形成、農業の振興・活性化を図ります。 ③豊かな自然環境を保全し、共生する都市環境の形成 既存の自然環境・景観資源を保全し、それらと調和したうるおいある都市空間の形成を図ります。 ④自然災害への事前対策の強化による安全安心な防災環境の形成 ハード面・ソフト面の防災・減災対策の強化により、災害に強い地域環境の形成を図ります。 ⑤地域がまちづくりの主体となる協働環境の形成 官民連携や住民主体のまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持・醸成を図ります。

2-1-3 阿久比町公共施設等総合管理計画

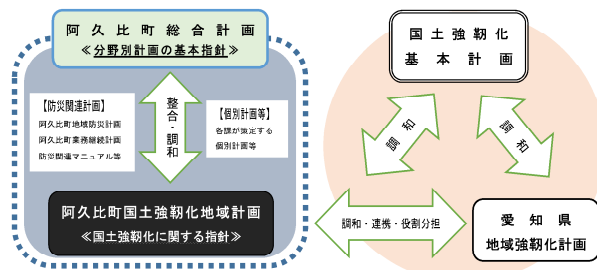
計画名称	阿久比町公共施設等総合管理計画
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 37 年度（2055 年度）
背景・目的	人口減少や人口構成の変化等に伴い、公共施設等の利用需要が変化することが予想され、長期的な視点で公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適配置を実現するため、「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（総務省）」に基づき策定された。
概要	【阿久比町の公共施設をとりまく現状】 進む施設の老朽化 ⇒建築物系公共施設 100 施設（総棟数 215 棟・総延床面積約 72,300 ㎡）のうち、大規模改修の目安となる築 30 年以上を経過する施設は全体の 66.0%を占めている。 人口構造の変化 ⇒本町の総人口は 2030 年にピークを迎えその後は減少に転じる傾向である。また、2045 年には老年人口が年少人口の 2 倍になることが見込まれている。 財政の見込み ⇒老朽化が進む施設の維持・修繕及び更新費用等の増加、長期的な人口減少に伴う町税の減収等が想定される。 今後 40 年間の公共施設維持費用 ⇒今後 40 年間の公共施設の改修・更新・修繕（新設を除く）にかかる費用は約 600.2 億円であり、年平均約 15.1 億円と推計される。 上記のうち、下水道事業の維持管理費は、約 1.3 億円/年である。 【公共施設等の管理に関する基本的な考え方】 ① 点検・診断の実施方針 ▼施設の継続的な運営を実施することが確実に見込まれている施設については、法定点検の他、予防保全型維持管理の視点に立って必要に応じて任意の調査・点検を効果的に実施していきます。 ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ▼定期的な点検、日常的な点検に加え、任意の調査・点検により状態の的確な把握を行い、適切な維持管理につなげます。 ▼「事後保全型」から「予防保全型」へと転換する中で、計画的な維持管理に努めます。 ▼コストの縮減に配慮しながら、優先順位を設定し、計画的に維持管理・修繕・更新等を進めます。 ③ 安全確保の実施方針 ▼老朽化等により危険度の高い施設で、利用率の低い施設については、今後の利用率の向上が見込めない場合、原則として取り壊しの対象として検討します。 ▼危険度の高い施設で、利用率の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施するとともに、周辺施設の利用率が低い施設を集約するなどの検討を行います。 ④ 耐震化の実施方針 ▼今後とも継続して保有する施設のうち耐震化が必要なもの、適宜耐震化を推進していきます。 ▼非構造部材の安全対策（外壁、ガラス、天井の落下対策等）を進めます。 ⑤ 長寿命化の実施方針 ▼既に策定済みの阿久比町橋梁長寿命化修繕計画・道路舗装修繕計画については、本計画に準じて継続的に見直しを行い、維持管理、修繕、更新等を行うこととし、その他の施設については、本計画により必要に応じて個別に長寿命化などの検討を行います。 ⑥ 統合や廃止の推進方針 ▼建設年度が比較的新しく設備状況が良好な施設や、町民の満足度が高い施設などについては、通常の維持管理を継続して「現状維持」とします。 ▼その他の施設は、維持管理費用等の縮減から統合や廃止について検討します。 ⑦ 進捗状況等のフォローアップの実施方針 ▼本計画は、今後の財政収支や社会経済情勢の変化、施設の管理状況により必要に応じて見直ししていきます。 ▼公共施設等の状況については、「施設カルテ」を随時更新していくことにより対応を検討していきます。 ▼PDCAサイクルの運用による進捗管理を行っていきます。



2-1-4 知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（知多都市計画区域マスタープラン）

計画名称	知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (知多都市計画区域マスタープラン)
計画期間	平成 30 年度（2018 年度）～令和 42 年度（2030 年度）
背景・目的	都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき、長期的な視点にたった都市の将来像を明らかにし、その実現に向けての大きな道筋を明確にするため、都市計画区域ごとに都市計画の基本的な方向性を県が広域的見地から定めたものである。
概要	【基本理念】 広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、 魅力ある暮らしを支える都市づくり  将来都市構造図 — 高規格幹線道路 — 地域高規格道路 — 主な道路 — 鉄道（新幹線） — 鉄道 — 主な河川・運河 ● 主な公園・緑地 ● 自然公園（特別地域） ⊗ 区域拠点 ⊗ 都市拠点 ⊗ 広域交流・物流拠点 ■ 市街地ゾーン ■ 工業ゾーン ■ 農地・森林ゾーン 【主要な都市計画の決定等の方針】 (2-2. 下水道及び河川等) ●下水道については、合併処理浄化槽や農業集落排水などとの連携を図りつつ、下水道の整備を積極的に促進するとともに、下水処理の高度化を促進し、快適な水環境の形成を図ります。 ●台風や局地的な集中豪雨などによる浸水被害を防止するため、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなどの対策を図ります。 ●南海トラフ地震などの大規模地震に備え、低地地域での海岸保全施設などの耐震化を推進します。 ●中央を南北に延びる丘陵地を中心に、土石流、がけ崩れ、地すべりなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進します。

2-1-5 阿久比町国土強靱化地域計画

計画名称	阿久比町国土強靱化地域計画																																																													
計画期間	令和４年度（2022年度）～令和８年度（2026年度）※5年毎に見直し																																																													
背景・目的	本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和を保ちつつ、県計画との調和、連携及び役割分担を図り、本町の最上位計画である阿久比町総合計画との整合・調和を図りながら、強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものである。																																																													
概要	【計画の位置付け】  【計画の基本目標】 <table><tr><td>1</td><td>人命の保護が最大限図られること</td></tr><tr><td>2</td><td>地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</td></tr><tr><td>3</td><td>町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること</td></tr><tr><td>4</td><td>迅速な復旧復興を可能にすること</td></tr></table> 【強靱化施策の推進方針（リスクシナリオ毎）】※関連部のみ抜粋 <table><tr><td rowspan="5">6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</td><td>6-1</td><td>電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガス サプライチェーンの機能停止</td><td> ○ ライフラインの災害対応力強化 ○ 自立・分散型エネルギーの導入の促進 </td></tr><tr><td>6-2</td><td>上水道等の長期間にわたる供給停止</td><td> ○ 水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○ 広域的な応援体制の確立 ○ 復旧体制の強化 </td></tr><tr><td>6-3</td><td>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</td><td> ○ 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○ 災害時の廃棄物の処理体制の整備 </td></tr><tr><td>6-4</td><td>交通インフラの長期間にわたる分断・機能停止</td><td> ○ 基幹的交通ネットワークの確保 ○ 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備 </td></tr><tr><td>6-5</td><td>避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態</td><td> ○ 避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進 ○ 避難所運営体制の整備 ○ 避難所施設の環境改善 ○ 避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保 ○ 要配慮者等への支援体制の整備 </td></tr><tr><td rowspan="6">7 制御不能な二次災害を発生させない</td><td>7-1</td><td>市街地での大規模火災による多数の死傷者の発生</td><td> ○ 救助・救急活動能力の充実・強化 ○ 災害に強いまちづくりの推進 </td></tr><tr><td>7-2</td><td>沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</td><td> ○ 沿道の通行障害建築物の耐震化の促進 ○ 災害情報の収集体制の強化 </td></tr><tr><td>7-3</td><td>ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</td><td> ○ ため池等の防災対策の推進 ○ 排水機場等の防災対策の推進 </td></tr><tr><td>7-4</td><td>有害物質の大規模拡散・流出</td><td> ○ 有害物質の漏洩等の防止対策の推進 </td></tr><tr><td>7-5</td><td>農地・森林等の荒廃による被害の拡大</td><td> ○ 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ○ 治山対策の推進 </td></tr><tr><td>7-6</td><td>風評被害等による地域経済等への甚大な影響</td><td> ○ 的確な情報発信のための体制強化 </td></tr><tr><td rowspan="5">8 地域社会・地域経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する</td><td>8-1</td><td>大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態</td><td> ○ 災害廃棄物処理計画の推進 ○ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化 </td></tr><tr><td>8-2</td><td>人材や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</td><td> ○ 災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築 ○ 復旧・復興を担う人材等の育成 </td></tr><tr><td>8-3</td><td>文化財の喪失・地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態</td><td> ○ 地域コミュニティの強化に向けた支援 </td></tr><tr><td>8-4</td><td>基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態</td><td> ○ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ○ 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応 ○ 地籍調査の推進 </td></tr><tr><td>8-5</td><td>被災者の仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建が遅れる事態</td><td> ○ 罹災証明書の交付体制の整備 ○ 応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組 </td></tr></table>			1	人命の保護が最大限図られること	2	地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3	町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること	4	迅速な復旧復興を可能にすること	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガス サプライチェーンの機能停止	○ ライフラインの災害対応力強化 ○ 自立・分散型エネルギーの導入の促進	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○ 水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○ 広域的な応援体制の確立 ○ 復旧体制の強化	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○ 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○ 災害時の廃棄物の処理体制の整備	6-4	交通インフラの長期間にわたる分断・機能停止	○ 基幹的交通ネットワークの確保 ○ 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備	6-5	避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態	○ 避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進 ○ 避難所運営体制の整備 ○ 避難所施設の環境改善 ○ 避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保 ○ 要配慮者等への支援体制の整備	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災による多数の死傷者の発生	○ 救助・救急活動能力の充実・強化 ○ 災害に強いまちづくりの推進	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○ 沿道の通行障害建築物の耐震化の促進 ○ 災害情報の収集体制の強化	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ ため池等の防災対策の推進 ○ 排水機場等の防災対策の推進	7-4	有害物質の大規模拡散・流出	○ 有害物質の漏洩等の防止対策の推進	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ○ 治山対策の推進	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○ 的確な情報発信のための体制強化	8 地域社会・地域経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害廃棄物処理計画の推進 ○ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化	8-2	人材や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築 ○ 復旧・復興を担う人材等の育成	8-3	文化財の喪失・地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 地域コミュニティの強化に向けた支援	8-4	基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ○ 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応 ○ 地籍調査の推進	8-5	被災者の仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建が遅れる事態	○ 罹災証明書の交付体制の整備 ○ 応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組
1	人命の保護が最大限図られること																																																													
2	地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること																																																													
3	町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること																																																													
4	迅速な復旧復興を可能にすること																																																													
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガス サプライチェーンの機能停止	○ ライフラインの災害対応力強化 ○ 自立・分散型エネルギーの導入の促進																																																											
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○ 水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○ 広域的な応援体制の確立 ○ 復旧体制の強化																																																											
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○ 下水道施設の耐震化・老朽化対策の推進 ○ 災害時の廃棄物の処理体制の整備																																																											
	6-4	交通インフラの長期間にわたる分断・機能停止	○ 基幹的交通ネットワークの確保 ○ 迅速な輸送道路啓開に向けた体制整備																																																											
	6-5	避難所の機能不足等による避難者の生活に支障が出る事態	○ 避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進 ○ 避難所運営体制の整備 ○ 避難所施設の環境改善 ○ 避難所用備蓄品及び救助用資機材の確保 ○ 要配慮者等への支援体制の整備																																																											
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災による多数の死傷者の発生	○ 救助・救急活動能力の充実・強化 ○ 災害に強いまちづくりの推進																																																											
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	○ 沿道の通行障害建築物の耐震化の促進 ○ 災害情報の収集体制の強化																																																											
	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ ため池等の防災対策の推進 ○ 排水機場等の防災対策の推進																																																											
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出	○ 有害物質の漏洩等の防止対策の推進																																																											
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 ○ 治山対策の推進																																																											
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○ 的確な情報発信のための体制強化																																																											
8 地域社会・地域経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復旧・復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害廃棄物処理計画の推進 ○ 廃棄物処理施設の災害対応力の強化																																																											
	8-2	人材や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害ボランティアの円滑な受入れ・活動体制の構築 ○ 復旧・復興を担う人材等の育成																																																											
	8-3	文化財の喪失・地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 地域コミュニティの強化に向けた支援																																																											
	8-4	基幹インフラの損壊による復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進 ○ 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応 ○ 地籍調査の推進																																																											
	8-5	被災者の仮設住宅等の住居確保の遅延による生活再建が遅れる事態	○ 罹災証明書の交付体制の整備 ○ 応急仮設住宅・復興住宅の迅速な確保に向けた取組																																																											

2-1-6 阿久比町人口ビジョン

計画名称	阿久比町人口ビジョン																																																																														
計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～平成 72 年度（2060 年度）																																																																														
背景・目的	平成 20(2008)年に始まった日本の人口減少は、2040 年代には毎年 100 万人程度の減少スピードになると推計されている。 この現状を打破すべく、国は平成 26(2014)年 12 月に、地方創生のための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。（目標：2060 年に 1 億人程度の人口を維持） 本町においても、こうした国の指針等を受け、人口の現状を分析するとともに、今後目指すべき方向を「阿久比町人口ビジョン」に策定した。																																																																														
概要	【阿久比町の人口動向】 総人口等の推移 <table><thead><tr><th>年</th><th>総人口 (人)</th><th>高齢化率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>S35(1960)</td><td>12,918</td><td>5.7%</td></tr><tr><td>S45(1970)</td><td>18,499</td><td>5.6%</td></tr><tr><td>S55(1980)</td><td>20,880</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>H2(1990)</td><td>23,932</td><td>10.2%</td></tr><tr><td>H12(2000)</td><td>24,028</td><td>16.2%</td></tr><tr><td>H22(2010)</td><td>25,466</td><td>23.0%</td></tr></tbody></table> 将来推計（社人研準拠推計） <table><thead><tr><th>年</th><th>総人口 (人)</th><th>高齢化率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H22(2010)</td><td>25,466</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>H32(2020)</td><td>28,000</td><td>28.0%</td></tr><tr><td>H42(2030)</td><td>28,000</td><td>30.0%</td></tr><tr><td>H52(2040)</td><td>28,000</td><td>32.7%</td></tr><tr><td>H62(2050)</td><td>24,210</td><td>32.7%</td></tr><tr><td>H72(2060)</td><td>24,210</td><td>32.7%</td></tr></tbody></table> 【人口の将来展望】 ◇転入による社会増と合計特殊出生率の維持により、平成 42(2030)年で約 30,000 人の確保を目指す。 ◇その後の人口減少局面においても、合計特殊出生率の人口置換水準程度（2.0）の維持を図り、平成 72（2060）年において約 28,000 人の確保を目指す。 阿久比町人口ビジョンにおける人口の将来展望 <table><thead><tr><th>年</th><th>国立社会保障・人口問題研究所推計準拠値 (人)</th><th>将来の人口展望シミュレーション値 (人)</th></tr></thead><tbody><tr><td>H27 2015</td><td>27,747</td><td>27,747</td></tr><tr><td>R2 2020</td><td>28,980</td><td>28,770</td></tr><tr><td>R7 2025</td><td>29,190</td><td>29,010</td></tr><tr><td>R12 2030</td><td>29,290</td><td>29,090</td></tr><tr><td>R17 2035</td><td>29,080</td><td>28,990</td></tr><tr><td>R22 2040</td><td>28,810</td><td>28,670</td></tr><tr><td>R27 2045</td><td>28,740</td><td>28,670</td></tr><tr><td>R32 2050</td><td>28,670</td><td>28,670</td></tr><tr><td>R37 2055</td><td>28,550</td><td>28,550</td></tr><tr><td>R42 2060</td><td>26,530</td><td>28,320</td></tr><tr><td>R47 2065</td><td>25,710</td><td>27,900</td></tr></tbody></table>	年	総人口 (人)	高齢化率 (%)	S35(1960)	12,918	5.7%	S45(1970)	18,499	5.6%	S55(1980)	20,880	7.5%	H2(1990)	23,932	10.2%	H12(2000)	24,028	16.2%	H22(2010)	25,466	23.0%	年	総人口 (人)	高齢化率 (%)	H22(2010)	25,466	23.0%	H32(2020)	28,000	28.0%	H42(2030)	28,000	30.0%	H52(2040)	28,000	32.7%	H62(2050)	24,210	32.7%	H72(2060)	24,210	32.7%	年	国立社会保障・人口問題研究所推計準拠値 (人)	将来の人口展望シミュレーション値 (人)	H27 2015	27,747	27,747	R2 2020	28,980	28,770	R7 2025	29,190	29,010	R12 2030	29,290	29,090	R17 2035	29,080	28,990	R22 2040	28,810	28,670	R27 2045	28,740	28,670	R32 2050	28,670	28,670	R37 2055	28,550	28,550	R42 2060	26,530	28,320	R47 2065	25,710	27,900
年	総人口 (人)	高齢化率 (%)																																																																													
S35(1960)	12,918	5.7%																																																																													
S45(1970)	18,499	5.6%																																																																													
S55(1980)	20,880	7.5%																																																																													
H2(1990)	23,932	10.2%																																																																													
H12(2000)	24,028	16.2%																																																																													
H22(2010)	25,466	23.0%																																																																													
年	総人口 (人)	高齢化率 (%)																																																																													
H22(2010)	25,466	23.0%																																																																													
H32(2020)	28,000	28.0%																																																																													
H42(2030)	28,000	30.0%																																																																													
H52(2040)	28,000	32.7%																																																																													
H62(2050)	24,210	32.7%																																																																													
H72(2060)	24,210	32.7%																																																																													
年	国立社会保障・人口問題研究所推計準拠値 (人)	将来の人口展望シミュレーション値 (人)																																																																													
H27 2015	27,747	27,747																																																																													
R2 2020	28,980	28,770																																																																													
R7 2025	29,190	29,010																																																																													
R12 2030	29,290	29,090																																																																													
R17 2035	29,080	28,990																																																																													
R22 2040	28,810	28,670																																																																													
R27 2045	28,740	28,670																																																																													
R32 2050	28,670	28,670																																																																													
R37 2055	28,550	28,550																																																																													
R42 2060	26,530	28,320																																																																													
R47 2065	25,710	27,900																																																																													

2-1-7 第2期阿久比町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画名称	第2期阿久比町まち・ひと・しごと創生総合戦略
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）
背景・目的	まち・ひと・しごと創生法に基づき、阿久比町人口ビジョンを踏まえ、平成28年3月に策定した阿久比町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みをさらに深化・高度化させ、本町の持続可能な「まち・ひと・しごとの創生」の実現に向けた目標を掲げ、基本的方向と具体的な施策や取り組みをまとめたものである。
概要	【目指すべき将来の方向性】 ①社会増の維持・確保に向けて ・質が高く安定した雇用の場の確保（産業振興、企業誘致） ・選ばれる街としての魅力向上（定住につながる環境づくり、積極的な情報発信） ②自然増の維持に向けて ・若い世代の結婚や妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援の充実 ③社会減の抑制に向けて ・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進（地域コミュニティの活性化、周辺市町との広域連携） 【基本目標】 ①安定した雇用を創出する ・阿久比町の強みを生かした地域の競争力強化 ・だれもが働きやすい職場環境づくり ②阿久比町への新しい人の流れをつくる ・移住・定住促進につながるシティプロモーション、知多半島で選ばれるまちNo.1へ ・阿久比町が持つ資源を活用した地域の魅力やブランド力の向上 ・中部国際空港や名古屋駅を利用する旅行者等の阿久比町への来訪促進 ③若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる ・結婚・妊娠・出産から育児に至るまで切れ目のない一貫した支援 ・子どもや子育てを地域全体で見守り、支援する環境づくり ④時代に合った地域づくり、安全・安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する ・地域コミュニティの活性化と安全で安心して暮らせるパートナーシップのまちの実現 ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で健康に暮らすことができる仕組みづくり ・名古屋市並びに周辺市町村との広域連携によるまちづくり

2-1-8 阿久比町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）

計画名称	阿久比町地域防災計画（地震・津波災害対策計画）
計画期間	-
背景・目的	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、阿久比町防災会議が阿久比町の地域に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図るものである。
概要	【計画の構成及び主な内容】 第 1 編 総則（大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等） 1 計画の目的 2 本町の特質と災害要因 3 被害想定及び減災効果 4 基本理念及び重点を置くべき事項 5 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 編 災害予防（大規模地震の発生に備えた予防対策 等） 1 防災協働社会の形成推進 2 建築物等の安全化 3 都市の防災性の向上 4 液状化対策・土砂災害等の予防 5 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 6 避難行動の促進対策 7 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 8 火災予防・危険性物質の防災対策 9 津波等予防対策 10 広域応援・受援体制の整備 11 防災訓練及び防災意識の向上 12 震災に関する調査研究の推進 13 災害救助基金の管理 第 3 編 災害応急対策（大規模地震が発生した場合の応急対策 等） 1 活動態勢（組織の動員配備） 2 避難行動 3 災害情報の収集・伝達・広報 4 応援協力・派遣要請 5 救出・救助対策 6 消防活動・危険性物質対策 7 医療救護・防疫・保健衛生対策 8 交通の確保・緊急輸送対策 9 浸水・津波対策 10 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 11 水・食品・生活必需品等の供給 12 環境汚染防止及び地域安全対策 13 遺体の取扱い 14 ライフライン施設等の応急対策 15 住宅対策 16 学校における対策 第 4 編 災害復旧・復興（被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等） 1 復興体制 2 公共施設等災害復旧対策 3 災害廃棄物処理対策 4 震災復興都市計画の手続き 5 被災者等の生活再建等の支援 6 商工業・農林水産業の再建支援 第 5 編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応（南海トラフ地震臨時情報が発表） 1 対策の意義及び東海地震に関連する情報 2 地震災害警戒本部の設置等 3 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 4 発災に備えた直前対策 5 町が管理又は運営する施設に関する対策 6 他機関に対する応援要請 7 町民のとりべき措置

2-1-9 阿久比町地域防災計画（風水害等対策計画）

計画名称	阿久比町地域防災計画（風水害等対策計画）
計画期間	－
背景・目的	災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、阿久比町防災会議が阿久比町の地域に係る防災に関し、町及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動の円滑な実施を図るものである。
概要	【計画の構成及び主な内容】 第 1 編 総則（災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等） 1 計画の目的 2 基本理念及び重点を置くべき事項 3 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第 2 編 災害予防（災害の発生に備えた予防対策 等） 1 防災協働社会の形成推進 2 水害予防対策 3 土砂災害等予防対策 4 事故・火災等予防対策 5 建築物等の安全化 6 都市の防災性の向上 7 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 8 避難行動の促進対策 9 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 10 広域応援・受援体制の整備 11 防災訓練及び防災意識の向上 12 防災に関する調査研究の推進 13 災害救助基金の管理 第 3 編 災害応急対策（災害が発生した場合の応急対策 等） 1 活動態勢（組織の動員配備） 2 避難行動 3 災害情報の収集・伝達・広報 4 応援協力・派遣要請 5 救出・救助対策 6 医療救護・防疫・保健衛生対策 7 交通の確保・緊急輸送対策 8 水害防除対策 9 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 10 水・食品・生活必需品等の供給 11 環境汚染防止及び地域安全対策 12 遺体の取扱い 13 ライフライン施設等の応急対策 14 航空災害対策 15 鉄道災害対策 16 道路災害対策 17 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策 18 高圧ガス災害対策 19 大規模な火事災害対策 20 林野火災対策 21 住宅対策 22 学校における対策 第 4 編 災害復旧・復興（被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等） 1 復興体制 2 公共施設等災害復旧対策 3 災害廃棄物処理対策 4 被災者等の生活再建等の支援 5 商工業・農林水産業の再建支援

2-1-10 阿久比町污水適正処理構想

計画名称	阿久比町污水適正処理構想																																																			
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和12年度（2030年度）																																																			
背景・目的	愛知県が策定する全県域污水適正処理構想は、市街地や農山漁村地域を含めた市町村全域の污水处理施設の整備を計画的、効率的に実施していくために策定されている。本町では、本構想を平成7年度に策定し、以降平成15年度、平成22年度及び平成27年度、令和3年度に見直しを行っている。																																																			
概要	【見直しの概要】 整備面積 ・流域関連公共下水道 575.2ha ⇒ 391.0ha（184.2ha 減少） ・個人設置の合併浄化槽 1,740.2ha ⇒ 1,924.4ha（184.2ha 増加） 構想図（変更前後） <table><tr><td>事業名</td><td>色</td><td>記号</td></tr><tr><td>流域関連公共下水道</td><td>赤</td><td></td></tr><tr><td>単独公共下水道</td><td>橙</td><td></td></tr><tr><td>流域関連特定区域保全公共下水道</td><td>桃</td><td></td></tr><tr><td>単独特定区域保全公共下水道</td><td>緑</td><td></td></tr><tr><td>特定公共下水道種別</td><td>黄ドット</td><td></td></tr><tr><td>農業集排水</td><td>紫</td><td></td></tr><tr><td>漁業集排水</td><td>水色</td><td></td></tr><tr><td>コミュニティ・プラント</td><td>青</td><td></td></tr><tr><td>小規模集排水処理施設</td><td>茶</td><td></td></tr><tr><td>民間設置による集中浄化槽</td><td>黄色</td><td></td></tr><tr><td>合併浄化槽（個別処理）</td><td>白</td><td></td></tr><tr><td>既設区域（～R2年度末）</td><td>黒枠</td><td></td></tr><tr><td>整備予定区域（R3～R7年度末）</td><td>赤枠</td><td></td></tr><tr><td>整備予定区域（R3～R12年度末）</td><td>赤枠</td><td></td></tr><tr><td>今回追加区域（対象無し）</td><td>緑枠</td><td></td></tr><tr><td>下水道区域から浄化槽（個別処理区域）へ変更する区域</td><td>黄枠</td><td></td></tr></table>	事業名	色	記号	流域関連公共下水道	赤		単独公共下水道	橙		流域関連特定区域保全公共下水道	桃		単独特定区域保全公共下水道	緑		特定公共下水道種別	黄ドット		農業集排水	紫		漁業集排水	水色		コミュニティ・プラント	青		小規模集排水処理施設	茶		民間設置による集中浄化槽	黄色		合併浄化槽（個別処理）	白		既設区域（～R2年度末）	黒枠		整備予定区域（R3～R7年度末）	赤枠		整備予定区域（R3～R12年度末）	赤枠		今回追加区域（対象無し）	緑枠		下水道区域から浄化槽（個別処理区域）へ変更する区域	黄枠	
事業名	色	記号																																																		
流域関連公共下水道	赤																																																			
単独公共下水道	橙																																																			
流域関連特定区域保全公共下水道	桃																																																			
単独特定区域保全公共下水道	緑																																																			
特定公共下水道種別	黄ドット																																																			
農業集排水	紫																																																			
漁業集排水	水色																																																			
コミュニティ・プラント	青																																																			
小規模集排水処理施設	茶																																																			
民間設置による集中浄化槽	黄色																																																			
合併浄化槽（個別処理）	白																																																			
既設区域（～R2年度末）	黒枠																																																			
整備予定区域（R3～R7年度末）	赤枠																																																			
整備予定区域（R3～R12年度末）	赤枠																																																			
今回追加区域（対象無し）	緑枠																																																			
下水道区域から浄化槽（個別処理区域）へ変更する区域	黄枠																																																			

2-1-11 矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連阿久比公共下水道 全体計画

計画名称	矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連阿久比公共下水道 全体計画
計画期間	平成 28 年度（2016 年度）～令和 7 年度（2025 年度）
背景・目的	本町の下水道計画は、“矢作川・境川流域下水道（衣浦西部処理区）”を上位計画として市街化区域に接近した住宅地を合せた 574.4ha を対象に下水道全体計画を策定している。本計画は、平成 22 年度、平成 28 年度に流域下水道と整合を図りながら全体計画を見直し、下水道計画区域を 457ha から 670.8ha (H22 年度見直し)、574.4ha (H28 年度見直し)としている。
概要	【下水道事業の概要】 本町の下水道は、昭和 63 年に矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連阿久比公共下水道として事業着手し、平成 6 年度に供用開始した。 本町の処理分区は、一番古い東部処理分区をはじめ、計 14 処理分区からなっている。 【全体計画見直しの概要】 前回計画 計画目標年次：37年 行政人口：25,600人 下水道計画人口：25,300人 計画汚水量（日最大）：12,526m³/日 ⇒ 今回計画 計画目標年次：37年 行政人口：28,755人 下水道計画人口：28,190人 計画汚水量（日最大）：14,040m³/日

2-1-11 矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連阿久比公共下水道 事業計画

計画名称	矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連阿久比公共下水道 事業計画																																	
計画期間	平成 29 年度（2017 年度）～令和 5 年度（2023 年度）																																	
背景・目的	矢作川・境川流域（衣浦西部処理区）関連阿久比公共下水道は、昭和 63 年に事業着手後、今日まで鋭意事業の進捗に努め、平成 28 年度までには既計画区域 372ha の全ての整備が完了した。 平成 29 年には、全県域汚水適正処理構想の見直しに伴い策定した全体計画に基づき変更している。																																	
概要	【事業計画変更内容】 1. 事業計画期間・・・平成 36 年 3 月 31 日に変更 2. 予定処理区域・・・0.5ha 拡大 3. 計画書及び計画説明書・・・改正下水道法(H27. 11. 19)を踏まえ、計画書及び計画説明書の様式等を変更 4. 幹線管きょ・・・全体計画に合わせ、幹線管きょの追加と削除 【事業計画の概要】 <table><tr><th colspan="3">事業計画</th></tr><tr><th>項目</th><th>全体計画</th><th>事業認可</th></tr><tr><td>目標年次</td><td>平成37年（令和7年）</td><td>平成35年（令和5年）</td></tr><tr><td>処理区域</td><td colspan="2">衣浦西部処理区</td></tr><tr><td>下水道の種類</td><td colspan="2">公共下水道（流域関連）</td></tr><tr><td>排除方法</td><td colspan="2">分流式</td></tr><tr><td>計画区域面積</td><td>574.4ヘクタール</td><td>372.5ヘクタール</td></tr><tr><td>計画処理人口</td><td>28,190人</td><td>23,108人</td></tr><tr><td>概算事業費</td><td>23,778百万円</td><td>10,000百万円</td></tr><tr><td>計画汚水量</td><td>14,040立方メートル/日</td><td>10,927立方メートル/日</td></tr><tr><td>污水处理施設</td><td colspan="2">衣浦西部浄化センター</td></tr></table>	事業計画			項目	全体計画	事業認可	目標年次	平成37年（令和7年）	平成35年（令和5年）	処理区域	衣浦西部処理区		下水道の種類	公共下水道（流域関連）		排除方法	分流式		計画区域面積	574.4ヘクタール	372.5ヘクタール	計画処理人口	28,190人	23,108人	概算事業費	23,778百万円	10,000百万円	計画汚水量	14,040立方メートル/日	10,927立方メートル/日	污水处理施設	衣浦西部浄化センター	
事業計画																																		
項目	全体計画	事業認可																																
目標年次	平成37年（令和7年）	平成35年（令和5年）																																
処理区域	衣浦西部処理区																																	
下水道の種類	公共下水道（流域関連）																																	
排除方法	分流式																																	
計画区域面積	574.4ヘクタール	372.5ヘクタール																																
計画処理人口	28,190人	23,108人																																
概算事業費	23,778百万円	10,000百万円																																
計画汚水量	14,040立方メートル/日	10,927立方メートル/日																																
污水处理施設	衣浦西部浄化センター																																	

2-2 管路施設情報

2-2-1 管きょ

管きょの施設情報は、下水道台帳のデータベースより確認した。(令和2年度末時点) 次頁より、それら施設情報を整理して、処理分区、処理分區別施工年度、整備延長、経過年数、管径管種別等にとりまとめた。

【整理した結果】

- 昭和45年に民間開発による下水道整備が開始され、その後、本格的な公共下水道整備が平成元年度より開始された。
- 公共下水道事業着手前に整備した管路は30年以上経過しており、一部は改築されているものの、全体の10%程度を占めている。
- 2022年を基準とし処分制限期間の20年以上経過した管路は全体の50%弱を占めている。
- 民間開発により整備された管路の管種は鉄筋コンクリート管、陶管が主である。一部の管きょでは下水道台帳上は既に布設替え等で硬質塩化ビニル管に更新されている。
⇒これらの管きょで、台帳上で改築年度が把握可能なものは、改築年度を施工年度に置換え、整理した。
- 隣接市町(知多市・東浦町)付近の管は、町にて確認後資産の境界を設定した。(下図参照)

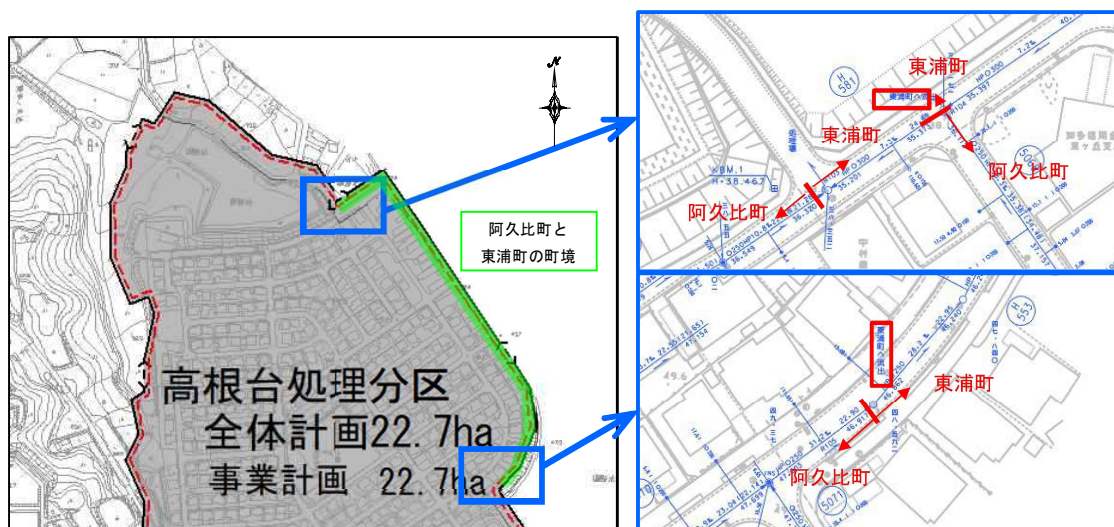


図 2-1 高根台処理分区



図 2-2 白沢西第2処理分区

表 2-2 下水道整備状況

計画面積	574.4 ha
整備面積	372.5 ha
面積整備率	64.9 %
供用開始面積	372.5 ha
計画面積に占める割合	64.9 %
総人口	28,564 人
供用人口	24,560 人
人口普及率	86.0 %
水洗化人口	21,550 人
水洗化率	87.7 %

令和 4 年 4 月 1 日時点

出典：町提供資料を基に作成

表 2-3 下水道ストック状況

管きょ延長 (m)	マンホール (基)	マンホールポンプ施設 (基)	圧送管 (箇所)	伏越し(ペント・サイフォン) (箇所)	ます・取付管 (箇所)
119,264	4,804	2	2	5	7,449

令和 2 年度末時点

出典：下水道台帳データを基に作成

- ・本町の下水道は、普及率が 8 割を超えるところまで進み、建設から維持管理の時代へと移りつつある。
- ・今後は、計画的な維持管理を行い、長寿命化を含めた計画的な改築等を行うことで、事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を計り、事業の継続を図る必要がある。

2022年基準

※1 四捨五入により、合計は100%にならない場合もある。

※1 四捨五入により、合計は100%にならない場合もある。

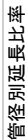


管径別延長比率



2022年基準

処分制限期間
(2017年を基準)

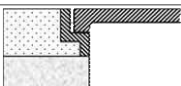
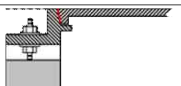
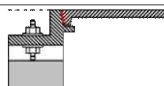
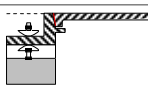


2-2-2 マンホール蓋

マンホール蓋の情報は、管きよと同様に下水道台帳のデータベースに記載のある施工年度と、町マンホール蓋仕様書より確認した。民間開発により整備された区域のマンホール蓋は、現地調査にて確認した。

マンホール蓋変遷表を以下に示す。

表 2-4 マンホール蓋変遷表

タイプ名		A-1	A-2	A-3	A-4
蓋表					
	特徴	・JIS模様 ・JIS鍵穴が二箇所 ・こじり穴、パール穴無し	・デザイン模様 ・パール穴×1箇所（袋穴） ・こじり穴×2箇所（袋穴）	・デザイン模様 ・パール穴×1箇所（袋穴） ・こじり穴×2箇所（袋穴）	・耐スリップ模様 ・パール穴×1箇所（袋穴） ・こじり穴×2箇所（袋穴）
蓋断面					
	特徴	・鍵無し ・くさり無し ・蓋裏井桁リブ	・鍵無し ・蓋裏螺番方式 ・蓋裏井桁リブ	・鍵有り ・蓋裏螺番方式 ・蓋裏井桁リブ	・鍵有り ・蓋裏螺番方式 ・蓋裏井桁リブ
推定設置年		1970(S45)年 ～1981(S56)年	1989(H01)年 ～1995(H07)年	1996(H08)年 ～2007(H19)年	2008(H20)年～現在
材質	蓋	不明	FCD70	FCD700	FCD700
	枠	不明	FCD60	FCD600	FCD600
支持構造		平受支持構造	急勾配受支持構造	急勾配受支持構造	急勾配受支持構造
					
		ボルト無し	ボルト緊結	ボルト緊結	ボルト緊結
耐荷重		不明	T-20	T-14, 25	T-14, 25
安全機能項目 (注2)	がたつき	×	○	○	○
	破損	△	○	○	○
	浮上・飛散	×	×	○	○
	不法投棄浸入	×	×	○	○
	転落・落下	×	△	□	□
	雨水流入	×	×	×	×
	スリップ	×	×	×	○
腐食		×	×	×	×

注1：安全機能項目凡例（○：性能として十分 △：性能として不十分 □：同一タイプにて対応可能 ×：性能なし）

注2：A-1タイプは、「阿久比町マンホールふた調査報告書.H19」にて存在が確認されているが、高根台処理分区の車道部を除き、A-2～A-4のいずれかへ交換済みとなっている。

【マンホール蓋情報の補完】

民間開発区域の現地踏査の結果、前頁の変遷表に該当しないマンホール蓋が確認された。これらのマンホール蓋は、以下のように情報を補完し、分類する。

●親子蓋（φ900-φ600）

東部処理分区、宮津地区内で1組確認。

人力では開閉不可であったが、台帳上の施工年度は平成20年となっており、当時のマンホール構造図ではロック機能を有していることから、A-3相当と考えられる。

⇒以上より、「A-3」に分類する。

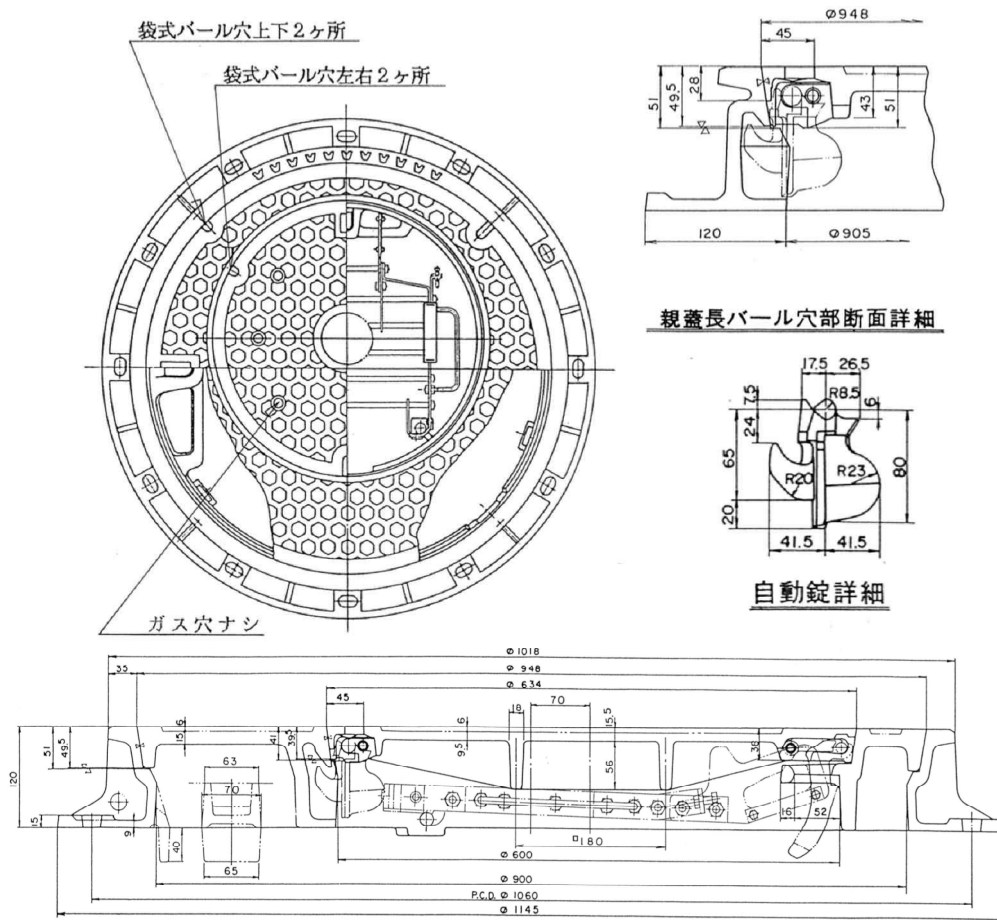


図 2-3 親子蓋構造図

●小型マンホール蓋（φ300）

東部処理分区、高根台処理分区で5組確認。

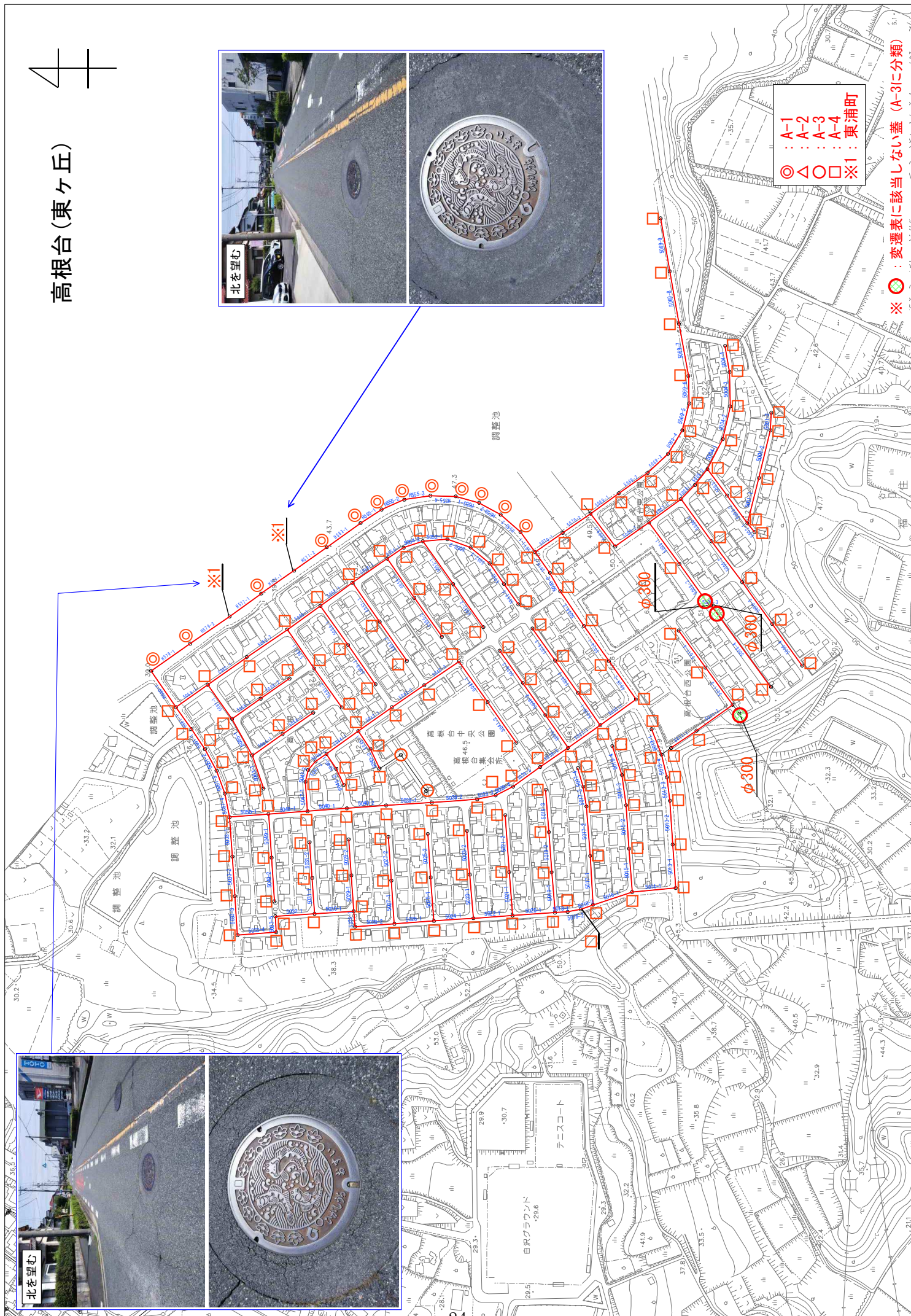
小型組立マンホールは、下水道協会規格（JSWAS A-10）として、1997年に制定されている。

下水道台帳データでは、当該路線は宅地の追加取込などの割込み路線接続のため、小型組立マンホールを割込み人孔として設置したものであり、規格制定後の1997年以降に施工されたものである。

⇒変遷表より、1997年が該当する「A-3」に分類する。

次頁より、各処理分区に設置されたマンホール蓋のタイプ及び変遷表に該当しない蓋（上記の「A-3」に分類した6組）を、図に示す。

高根台(東ヶ丘)





2022年基準

処分制限期間
(2022年を基準)



2-2-3 民間開発団地情報

公共下水道着手前に整備された管路の整備状況を以下に示す。

表 2-5 民間開発団地の整備状況

団地名	管路施設			施工年度	処理分区	事業主体	移管時期	備考
	延長(m)	管径(mm)	改築済(m)					
宮津山田団地	2,575.6	HP φ 300	648.7	昭和45年度	東部処理分区	新日鉄	H6.4	一部CPに布設替え・管更生済 (更新率25.2%)
高根台団地	5,738.1	HP φ 250～300	882.1	昭和55年度	高根台処理分区	名鉄	H9.4	一部VUに布設替え・管更生済 (更新率15.4%)
宮津団地	3,334.9	HP φ 200～300	141.4	昭和56年度	東部処理分区	卯坂区画整理事業	H6.4	一部CPに布設替え済 (更新率4.2%)
計	11,648.5		1,672.2					

注) 延長・管径は台帳情報からの引用である。

出典：下水道台帳データを基に作成

※平成3年（1991年）から随時補修や布設替えが行われている。

2-3 維持管理情報

管路施設の維持管理は、「下水道維持管理指針－2014 年版－（実務編）」によると、日常点検として巡視・点検があり、これらで不具合が確認された場合は、テレビカメラ調査等の詳細調査を行うこととなっている。

本町においては、民間開発で整備された古い管路施設を中心に維持管理を行っている。また、住民からの苦情等により不具合が確認された場合は、随時、補修等の対応を行っている。

2-3-1 点検・調査履歴情報

点検・調査は、東部処理分区及び高根台処理分区の整備年度の古い管路から、順次、管路調査を実施している。

表 2-6 管路調査実施履歴

年度	処理分区	テレビカメラ調査 (m)	マンホール目視調査 (基)
H21	東部処理分区	3,041.37	
H24	東部処理分区	4,234.37	
H25	東部処理分区	5,382.69	95
H26	高根台処理分区	5,167.11	
H28	坂部処理分区	60.89	
H28	阿久比処理分区	136.38	
H28	白沢北第1処理分区	51.60	
H28	白沢南処理分区	1,044.48	
H29	東部処理分区	3,999.36	
H29	坂部処理分区	537.69	
H30	植大処理分区	1,065.94	
H30	東部処理分区	206.87	
H30	卯之山処理分区	31.58	
H30	阿久比処理分区	56.86	
H30	棕岡処理分区	108.86	
H30	草木処理分区	749.69	
R01	植大処理分区	2,398.01	
R01	東部処理分区	2,368.54	
R02	植大処理分区	502.99	
R02	白沢南処理分区	172.17	
R02	草木処理分区	6,456.84	
R03	坂部処理分区	6,568.82	
R03	白沢北第1処理分区	56.74	
R03	白沢南処理分区	1,834.38	
計		46,234.23	95

H29SM計画
平均: 1,612.74m調査

2-3-2 不明水情報

不明水量は、H21 年度の不明水率 16.6%をピークに低下傾向を示している。

表 2-7 不明水量情報

年度	不明水率	備考
H17	14.8%	
H18	12.8%	
H19	15.7%	
H20	16.0%	
H21	16.6%	
H22	15.6%	
H23	14.0%	
H24	12.6%	不明水調査40万円
H25	13.7%	
H26	14.7%	
H27	15.7%	
H28	13.8%	
H29	13.2%	
H30	12.7%	
R01	12.7%	
R02	11.5%	
R03	15.6%	
平均	14.2%	

出典：町提供資料を基に作成

表 2-7 に示す不明水率は、愛知県，東浦町及び知多市の維持管理費負担金年度別集計表に示される有収水量と汚水量から算出された値である。

$$\text{不明水率} = (\text{汚水量} - \text{有収水量}) / \text{汚水量}$$

よって、矢作川・境川流域下水道に接続する自治体全域の不明水率を示すものであるため、阿久比町の明確な不明水率を示すものではない。

2-3-3 苦情処理（補修）履歴情報

苦情処理の内容は、以下のとおりであり、苦情処理として最も多いものは公共ますの補修、次いでマンホール蓋交換であった。巡視や住民からの苦情により不具合が確認された箇所は、随時、管路補修を実施している。

表 2-8 苦情処理（補修）履歴

年度	本管						マンホール						公共樹				取付管			宅内排水管								備考
	道路陥没	洗浄・カメラ調査	周辺舗装補修	補修	布設替え	つまり	いっ水	ふた交換	ふたの段差・ガタツキ	ふたの滑り止め	周辺舗装補修	本体補修	ポンプ基盤交換	周辺舗装補修	補修	ふた交換	道路陥没	補修	つまり	つまり	ます周辺沈下	ふたの交換	もれ	補修	ます補修	異臭		
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)		
H15																		1										
H16				1			1		2		1		2		2					2								
H17				1						1										1								
H18				1				3				1			5					1								
H19					1	1		2						1	2			1										
H20														1	2						1		1					
H21	1	1						3							2					1								
H22																												
H23																												
H24						1		1									1		1									
H25	1					1													2		1							
H26						1									6													
H27						1			4											1	1	1						
H28						1														2								
H29			1								1				3			1		2		1		1				
H30	1																									1		
R1						2				1	1	1			1					1	1			1	1			
R2					1		1		1						1			1		3								
R3	1					1									1	2				3	5							
計	4	1	1	3	2	9	2	9	7	2	3	2	2	2	25	2	1	4	11	15	3	2	1	2	1	1		

出典：苦情処理資料を基に作成

- ・日常点検として管路施設の目視点検を行い、腐食、劣化、損傷の確認を状況に応じて実施している。
- ・日常点検や住民の苦情によりマンホール蓋の取替えやますの補修を実施している。
- ・移管された古い管路を中心に、清掃・テレビカメラ調査・補修を実施し、異常箇所の早期発見や事故防止を目標に維持管理に取り組んでいる。